

令和6年度第1回広島県個人情報保護審議会 議事要旨

1 日時

令和7年2月4日（火）10時30分から11時45分まで

2 場所

本館 601 会議室（広島県庁本館 6 階）

3 出席委員

横藤田会長、植野委員、大池委員、大山口委員、上土井委員、東委員

4 会議の公開について

本日の会議の公開（傍聴）の可否について審議したところ、傍聴可とした。
今後の会議においては、開催前に審議会として傍聴可否を判断する方法を検討することとした。

5 報告事項

- (1) 広島県個人情報の保護に関する法律施行条例の改正
- (2) 令和5年度個人情報保護制度の運用状況
- (3) その他

6 会議の内容

- (1) 広島県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年広島県条例第33号）の改正

病院事業管理者が廃止され、地方独立行政法人化することに伴う条例改正を行った旨の報告を行った。

○ 質疑

問 病院事業管理者が地方独立行政法人化し、JR病院等と統合されることに伴い、新病院における個人情報の管理、例えば診療情報の引継ぎは行われるのか。

答 例えば、診療録等の原本（データ、紙媒体）は、法的保存義務があり、統合後も管理、保存を継続する必要があるようであり、現在、民間の医療機関が保有している個人情報が、令和7年4月1日に設立する地方独立行政法人に引き継がれば、対象となると考えている。

また、診療情報については、現在、県立広島病院では開示請求とは別の制度として県民の方に対し情報提供できる制度を整えている。

(2) 令和5年度個人情報保護制度の運用状況

令和5年度個人情報保護制度の運用状況に関して報告を行った。

○ 質疑

問1-1 自己情報開示請求の処理状況について、「部分開示」決定の数が多く、本人以外の個人情報であることが理由か。また、「不開示」決定1件の理由は何か。

答1-1 部分開示決定の理由については、お見込みのとおり。不開示決定1件については、教員採用試験結果の審議資料に関する開示請求であるが、県教育委員会は、公にすることにより、教員採用候補者選考試験の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとして不開示とした事案である。

問1-2 自分自身の成績を知りたいと思うことは当然なことではないのか。この理由ですべて不開示とすることは課題があると考えている。

答1-2 「採用試験」は、採用側の「面接」の視点等が明らかになると対策をとられるなど、採用試験の実施に支障を及ぼす可能性はあると考えられるため、不開示という判断もあり得ると考えられる。なお、点数等については、個人に開示されている。

問2 個人情報ファイル簿に関して、ファイル簿の数は約2,000あるが、これは1つのファイルに1,000人以上の個人情報が入っているという認識でよいのか。

答2 お見込みのとおり。

問3 自己情報開示請求で数の多いものについて「警察署で受け付けた相談簿」があるが、具体的にどのようなものなのか。

答3 自身が警察に相談した記録を開示請求されたものと考えられる。

問4 行政機関等匿名加工情報の提案募集の実施状況について、令和5年度においては提案がなかったとのことであるが、提案募集制度は、事業拡大や新規のビジネス開拓の期待に応えるものと思う。ハードルが高いとも考えられるが、提案がなかったことの理由と、今後の周知方法等の対策を伺う。

答4 例年11月中旬から1か月間程度で募集しているが、令和5年度においては、本県だけでなく、他県でも提案がなかったと聞いている。

また、令和6年度においても、本県への提案はなかった。

ハードルについては、法で規定されているため、全国的に同様であり、県独自に上げ下げできるものではないが、一般に、市町村と比較し、県が保有する個人情報に限定的な情報が多く、データ量も少ないため、民間事業者から見てニーズが低かったのではないかと考えている。

また、周知の方法についても、他県でも提案がなかったことから本県の周知が不十分だったとまでは言えないと考えているが、都道府県会議等を通じて、他県での問合せ状況や取組の工夫等について情報共有を図ってまいりたい。

(3) その他

令和5年度及び令和6年度における個人情報の取扱い状況や個人情報の適正管理のための措置の実施状況に関して報告を行った。

○ 意見

1 県教育委員会に対して、委員から、次のとおり意見があった。

県立高等学校職員の私用パソコンから個人情報が流失した可能性があるとして、令和6年2月に公表された県教育委員会の事案に関し、再発防止策として、管理職等を対象とした研修等を通して指導することであったが、学校関係では、文書やUSBを持ち出して紛失したなどの事案が全国的に多数発生している。

管理職への研修は当然として、個々の教員にも研修が必要であるが、教員は多忙であることから、オンデマンドのように自由な時間で受講できる研修が有効なのではないか。また、研修の内容も、ケーススタディや理解度テストを導入する、その際の題材は具体的で身近な分かりやすいものにするといったことが有効ではないか。

さらに、研修を受講しないと個人情報を取り扱うことができないようにするなど、研修に対する制約を設けることも考えられるのではないか。

2 その他

最近、非常に巧妙な攻撃型メールが届き、不正アクセス事案が発生していると聞く。漏えい等事案の発生防止のために、攻撃型メールを偽装したメールを職員に送信するといった訓練を実施することも一つの方法であると考える。

○ 質疑

問1 県が個人情報の取扱いを委託する場合、受託先における個人情報の漏えい防止について、どのような取組を行っているのか。

答1 県においては、個人情報の取扱いを委託する場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）や広島県個人情報取扱委託基準に基づき遵守すべき事項を「個人情報取扱特記事項」等を定め、契約書に添付することとしている。この中で、受注者において漏えい等防止のための安全管理措置を講じなければならない旨を定めており、引き続き、当該委託基準等の遵守の徹底を図ってまいりたい。

また、漏えい等の事案が発生した場合には、謝罪をはじめ真摯に対応する必要があり、例は少ないものの、二次被害のリスクがある場合に相談窓口を設置した事例もあり、これらを踏まえ、状況に応じた指導・助言を行ってまいりたい。

問2 実際に漏えいが発生した委託先に対して、（入札に参加できる資格に係る）指名除外期間を1か月とした事例があるが、指名除外期間の設定に関して基準はあるのか。

答2 指名除外を行うかどうかを含め、契約の専門部署（会計管理部）において、事情等を勘案して決定しているものと理解している。